

2020年6月10日

各大学生協の組合員・学生総合共済ご加入者の皆さま

全国大学生協共済生活協同組合連合会

新型コロナウイルス感染症を 「不慮の事故とみなす感染症」として取り扱うことについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。罹患されている方々につきましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

学生総合共済（生命共済）では、新型コロナウイルスに罹患した方を、事故の保障に定める「不慮の事故による傷害とみなす感染症」の範囲として、支払対象とします。

I. 改定の適用日

本改定は、2020年2月1日（土）に遡って適用します。

II. お支払い対象となる共済金

【主な改定点】

(1) 通院した日の保障もいたします（1日2,000円）

BF型（1日目からの通院が対象）、AF型（5日以上通院の場合1日目から対象）

(2) 扶養者が亡くなった場合、学業継続支援特約の事故死亡を適用します（500万円）

ただし、PCR検査の結果、陽性の場合が対象となります。PCR検査の結果が陰性の場合、「病气」扱いとなります。

<支払い対象となる事由と保障種目>

事由	保障種目
本人のケガ	入院保障
	通院保障
	手術保障
	後遺障がい保障（1～14級）
本人死亡	死亡保障
父母・扶養者の死亡	父母扶養者死亡特約
	学業継続支援特約 （事故死亡）
	学業継続支援特約 （事故重度後遺障がい（1～3級））

※ご加入の型によって保障が異なりますので、詳しくは共済証書にてご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う病床数不足等の事情により、医師の指示に基づき臨時施設（ホテル等の宿泊施設を含みます。）または自宅において入院と同等の療養をする場合も、入院共済金等をお支払いいたします。

ご不明な点は、大学生協共済・保険 サポートダイヤルまで、お問い合わせください。

0120-335-770 【受付時間】平日 9:40～17:30／土曜 9:40～13:00／日祝休業

*新型コロナウイルス感染症に関するお問い合わせは、音声ガイダンスが流れたら「0」を押してください。時間帯により繋がりにくい場合もございますので、あらかじめご容赦ください。